

序

内閣総理大臣

吉田 茂

帝国憲法改正案の審議に當つた第九十回帝國議會における貴衆兩院の本會議および特別委員会の議事速記録の學問的価値については、今更ここにことあげするまでもない。

それは、単にわが國史ないし政治史上の歴史的文献たるにとどまるものではなく、日本國憲法の逐条解説書として、最も權威あるものであり、また最も綜合的な、かつ最も懇切な註釈書ともいふべきであらう。ただ何分にもそれがあまりに尨大なもので發行部数も非常に限定されていたものであるから、これを繙読する機会をもつことは、一般國民にとつては、極めて困難であつた。

今般參議院事務局においてこれら速記録の全部を、合理的に分類し、詳細な目次と索引を附し、ここにその刊行を見るに至つたことは、新生日本のためにまことに喜びに堪えない。

本書は、伊藤公の憲法義解にも比すべきものであり、日本国憲法義解ともいうべきものではあるが、しかし、かくいうは、決してこれをもつて永遠に日本国憲法の解釈を公定し、これ以外の解釈を許さないというようなことを意味するのではない。憲法義解の序文において、伊藤公は特に、「名つけて義解と謂ふ。敢て大典の註疏と為すにあらざ、聊備考の一に充てむことを冀ふのみ。若夫貫穿疏通して、類を推し、義を衍ずるに至つては、之を後人に望むことあり。而して博文の敢て企つる所に非ざるなり。」といい、その版權を国家学会に寄附して、わが国憲法学ないし公法学の興隆に資せられたのである。本書の刊行に際し、私は当時の内閣総理大臣として、ここに伊藤公のこの言葉を繰返し強調して置きたいと思う。本書はつとに世に出ずべくして、いまだ世に出ることのなかつたものである。今回、講和記念出版として、その刊行を見るに至つたことは、まことに時宜を得たものであつて、衷心よるこびに堪えない。すなわち、そのよろこびを述べて序とする次第で。

昭和二十六年十一月十九日 講和条約批准の日

審議経過及び審議要録（目次）

衆議院本会議 昭二一・六・二〇（木）

樋貝 詮三（議長）

○帝國憲法改正案に対する勅書の朗読

（以下本文の頁）……………一

貴族院本会議 昭二一・六・二一（金）

吉田 茂（内閣総理大臣）

○内閣総理大臣施政方針演説

……………二四五

衆議院本会議 昭二一・六・二一（金）

吉田 茂（内閣総理大臣）

○内閣総理大臣施政方針演説

……………三

片山 哲（日本社会党）

○第二次世界戦争と戦争の徹底的根絶

……………五

○ポツダム宣言の実施と民主主義の履行

……………五

○新しき各国の民主主義の特色は、生活上の民主主義、経済上の民主主義、

産業上の民主主義にある

……………六

審議経過及び審議要録（目次）

審議経過及び審議要録(目次)

| | |
|---|-----|
| ○民主主義の歴史的考察…………… | 六 |
| ○民主主義は多分に精神的要素を持つと同時に、社会主義的要素を持つ経過の綜合体…………… | 七 |
| ○平和条約・講和条約についての政府の方針と見通し如何…………… | 八 |
| ○憲法改正案は新憲法の制定を意味する…………… | 九 |
| ○憲法議會とも称すべき特殊の機会を与へよ…………… | 九 |
| ○改正案は相当広範囲に修正されなければならないが、政府はこれに應ずる用意があるか…………… | 一〇 |
| ○民主憲法は積極的に世界に向つての平和宣言を必要とする…………… | 一〇 |
| ○国政は公正と信義を基本とすることを中外に声明する必要がある…………… | 一〇 |
| 貴族院本會議 昭二一・六・二二(土) | |
| 德川家正(議長) | |
| ○國務大臣の演説に関する質疑…………… | 二四七 |
| 山田三良(無所属) | |
| ○草案修正の必要なる所以…………… | 二四七 |
| ○第九条第一項、戦争抛棄の宣言は賛成、第二項は削除せらるべきもの…………… | 二四八 |
| ○草案に欠けて居る点…………… | 二四八 |
| 吉田茂(内閣総理大臣) | |
| ○帝國憲法改正案立案の経緯と趣旨…………… | 二四九 |

○憲法、国法だけの観点から立案したのではなく、国家を救ひ、皇室の御安泰を図ると云ふ観点を十分に考慮……………二四九

○日本の立場は、外交に於ても、其の他に於ても、決して自由なる立場にあるのではない。内外の情勢は切迫……………二四九

山田三良(無所属)

○懇切なる答弁に満足、盾問中の一、二の用語は削除を願ふ……………二五〇

衆議院本会議 昭二一・六・二二(土)

吉田茂(内閣総理大臣)

○民主政治は広く民意に立脚し、且つ現実に即した政治……………一二

○国際信用の高揚は最も希望する所……………一三

○講和会議の開催は一に国際関係による……………一三

○理論的には、議会は修正権を認められて居るが、内外の諸事情を考慮、判断願ひたい……………一三

○戦争放棄の規定以外に、平和宣言を必要とするや否やは今後の国際情勢の推移による……………一三

金森徳次郎(国務大臣)

○片山君の趣旨に全く同感。但し憲法の規定自体に其の趣旨は現はれて居る……………一四

貴族院本会議 昭二一・六・二四(月)

佐々木惣一(無所属)

審議経過及び審議要録(目次)

審議経過及び審議要録（目次）

| | |
|--------------------------|-----|
| ○ 国家革新断行に際し、政府の考へて置くべき用意 | 二五二 |
| ○ 国家としての世界的使命は世界平和への貢献 | 二五三 |
| ○ 世界的平和に貢献する方法の調査工夫機関 | 二五四 |
| 吉田 茂（内閣総理大臣） | |
| ○ 具体的の御提案を俟つて審議 | 二五六 |
| ○ 聯合国の疑惑誤解の一掃が急務 | 二五六 |
| 佐々木惣一（無所属） | |
| ○ 詳細懇切なる答弁を感謝 | 二五六 |
| 田中耕太郎（文部大臣） | |
| ○ 世界平和実現の使命と教育 | 二五七 |
| ○ アメリカに於ける教育のモットーは真理と平和 | 二五七 |
| 佐々木惣一（無所属） | |
| ○ 予期せぬ答弁に御礼 | 二五八 |
| 衆議院本会議 昭二一・六・二四（月） | |
| 松原一彦（新光倶楽部） | |
| ○ 日本政治の根本理念とその実践の見透し如何 | 一六 |
| ○ 戦争抛棄は談容易にして実行困難 | 一七 |

戦争放棄の論理構造（前文の討検・第二章第九条制定の趣旨）

【安倍 能成】前文については、二三の委員から否定的な意見が表明され、或はこれを削除したかどうか、或は単に憲法制定の由来なり、経歴なりを示すに止まるべきものとする見解もあつたが、政府はこれに対して前文は条文の形を採つていないが、形式的効力の点においては、本文と同様であり、従つて法規としての効力を有する箇所もあり、また少くとも本文各条の解釈に當つてその指針となる、さういう法的意味があるという趣旨を答弁した

——委員長報告……………五二四

四 第二章第九条（戦争放棄）制定の趣旨

衆議院の部

吉田 茂 今議会は新選挙法による総選挙の結果、成立した歴史的民主議会。この機会に、国家最高の法典たる憲法を改正し、軍国主義と極端なる国家主義の色彩を完全に払拭し、将来におけるその再生を防止するため、政治の運営並に行政と経済の全般にわたつて、民主主義と平和主義とによる改革を實行し、また教育の内容と制度についても、根本的刷新を行い、真に平和的国際社会の一員たるの資格と実質とを贏ち得ることを期する

——施政方針演説……………四

吉田 茂 戦争のない国、民主的・平和的国家を創造するには、憲法において、かくの如き大変革、劃期的の篇章を設けることも一方法と考え、特に第九条において交戦権放棄を謳つている。戦争のない国を創造する魁として、世界の平和に貢献するあらゆる手段を、あらゆる機会において執りたい——（対松原一彦氏）……………二〇

【笹森 順造】 平和国際社会の一員たるべく如何なる積極的努力を講じたか。講和条約締結につ
しての用意如何…………… 二二

吉田 茂 講和会議に招請を受けるためには、幾多の準備が必要。就中、軍国主義国・再軍
備の危険ある国・非民主主義国等々の誤解を一掃し、日本国民が心から平和的民主主義に
徹底した事実を示すことが必要…………… 二二

吉田 茂 改正案の基調は、国民の総意が至高のものであるとの原理によつて、諸般の国家
機構を定め、基本的人権を尊重して、国民の自由・福祉を永久に保障し、以て民主政治の
基礎を確立すると共に、全世界に率先して戦争を放棄し、自由と平和を希求する人類の理
想を憲法の条章に顕現するにある。

改正案において、特に一章を設けて規定した戦争放棄は改正案における大なる眼目。各国
憲法中、かかる思い切つた条項の類例は稀有。かくして、永久平和を念願し、国家将来の
安全と生存を挙げて平和を愛する諸国民の公正と信義に委ねんとする高き理想を以て、平
和愛好国の先頭に立ち、正義の大道を踏み進んで行こうという固き決意を、国の根本法に
明示せんとするもの——帝国憲法改正案説明…………… 三五

【北 聆吉】 政府が断乎憲法改正を決意したについては、何等か重大な根拠がなければなら
ぬ…………… 三八

吉田 茂 政府が憲法改正の必要を認め、研究に着手してから、欧米その他の日本に対する
感情・考え方について、色々事態が明瞭になつて来ると共に、日本の国際関係において、

戦争放棄の論理構造(第二章第九条制定の趣旨)

容易ならざるものがあることを考えざるを得なくなつた……………四一

かくの如き危険なる疑惑の下にあつて、国体を維持し、国家を維持するには、国家の基本

法たる憲法を、先づ平和主義・民主主義に徹底せしめて、日本憲法が毫も世界の平和を脅

かす如き危険のある国柄ではないということを表明する必要を、政府としては深く感得……………四二

かくして、戦争を放棄、平和国際団体の魁になるということを考えたものが第九條……………四三

【原 夫次郎】戦争放棄の条文は、草案作成の任に当つた内閣において、考えられなかつた問題
と想ふ……………四六

国際情勢等に鑑み、遂にこの条文を置かなければならない立場に立ち到つたことは、想像
に余りがある……………四七

吉 田 茂 従来の戦争は多く自衛権の名に行われた。満洲事変、大東亜戦争亦然り。

故に、如何なる名義を以てするを問はず、交戦権は自ら進んで放棄し、これによつて、全
世界の平和確立の基礎をなす。全世界の平和愛好国の先頭に立つて、世界平和の確立に貢

献する決意を、まずこの憲法において表明したい。今日の急務は、好戦国・再軍備・復讐

戦争の危険ある国と見る列国の疑惑・誤解を一掃すること……………四九

【吉田 安】「戦争放棄」は単なる贖罪的規定ではなく、更に遠大な目的がなければならぬ……………五七

金森 徳次郎 大乘的見地において平和の一路を突進、世界文化諸国の先頭をなす。衆に先んじ

て、一大勇気を奮つて、模範を示す趣旨。平和的・文化的な各般の処置は、国家全局の力
を綜合して努力……………五八

- 金森 徳次郎 第二章戦争放棄こそ、自ら捨身の態勢に立つて、全世界の平和愛好諸国の先頭に立ち、恒久平和を希求する大理想を力強く宣言したものと………七八
- 金森 徳次郎 国家の運命を賭して、世界平和を主張。一枚の紙にも表裏ある如く、この規定より来る幾多の不便は、また覚悟しなければならぬ——（対三浦寅之助氏）………一〇八
- 金森 徳次郎 日本が捨身になって、世界の平和的秩序を実現するの方向に土台石を作つて行くとうと云う大決心——（対藤田榮氏）………一一八
- 【芦田 均】 憲法改正の二面、現実的構成法的部門と国際生活における理想主義………一二七
- 改正案の主たる狙いは、日本の道義水準を国際水準にまで高めること、及びこれを実現するための国内機構を確立するにある………一二七
- 【芦田 均】 日本は戦争の防止と戦争放棄によつてのみ再建と独立の大道を歩むことが出来る………一二八
- 金森 徳次郎 御説の通り………一二八
- 【芦田 均】 憲法改正案は、国際連合の窮極の理想と合致。憲法改正案は、国連加入・国際社会復帰の先決条件………一二九
- 金森 徳次郎 御示しの方向に進む考えを以て起案………一三〇
- 金森 徳次郎 憲法改正は、何千年の歴史を経過した日本において、未曾有の変革。草案は全精神を以て文字に表わしたるもの。憲法の理想を実現、文化国家建設の一路に、捨石の捨石となるの信念………一三四
- 【加藤 一雄】 新日本の再建は、戦争放棄の規定を田満・迅速・完全に遂行するにある………一五二

帝国憲法改正審議録

戦争放棄編

衆議院本会議

昭和二十一年六月二〇日(木)

前一一・三五開議 前一一・三七休憩
後一・〇二開議 後一・〇七散会

議長 樋貝詮三君 (日本自由党)

休憩前に引き続き会議を開きます。……

議長 樋貝詮三君 (日本自由党)

只今帝国憲法改正案が提出せられました。之には勅書がございます。之を朗読致します。諸君の御起立を望みます。

〔総員起立〕

帝国憲法改正案に
対する勅書の朗読

朕は、国民の至高の総意に基いて、基本的人権を尊重し、国民の自由の福祉を永久に確保し、民主主義的傾向の強化に対する一切の障害を除去し、進んで戦争を抛棄して、世界永遠の平和を希求し、これに

勅書朗読 衆議院議事速記録 第一号

より国家再建の礎を固めるために、国民の自由に表明した意思による憲法の全面的改正を意図し、ここに帝国憲法第七十三条によつて、帝国憲法の改正案を帝国議会の議に付する。

御名 御璽

〔総員敬礼〕

明二十一日は先例に依りまして午前十時より本会議を開きます。議事日程は公報を以て通知致します。本日は是にて散会致します。

衆議院本会議

昭和二十一年六月二十一日(金)

後〇・〇四開議 後〇・〇八休憩
後四・三九開議 後五・三九散會

議長 樋貝詮三君(日本自由党)

休憩前に引き続き会議を開きます。……

議長 樋貝詮三君(日本自由党)

……内閣総理大臣より発言の通告があります。——内閣総理大臣吉田茂君

〔国務大臣 吉田茂君登壇〕

内閣総理大臣 吉田茂君

内閣総理大臣施政
方針演説

不肖今般凶らずも大命を拜して内閣を組織致しました。洵に恐懼に堪へませぬ。唯渾身の力を擽げて奉公を致す覚悟でございます。……

諸君、今議會の劈頭に於て、新生日本の建設の基盤たるべき憲法改正案が勅命に依つて付議せられましたのであります。幸ひにして今議會は新選挙法に依る総選挙の結果成立したる歴史的民主議會であり

ます。政府は此の機会に諸君と共に国家最高の法典たる憲法改正を議することを無上の光榮と致します。而して政府は速かに**民主主義と平和主義**とに依る政治の運営、並に行政と經濟の全般に亙つて再検討を行ひ、是が改革を實行し、真に平和的國際社会の一員たるの資格と実質を贏ち得んことを期して居るのであります。(「ヒヤヒヤ」拍手) 随て憲法の改正を俟つまでもなく、**軍国主義と極端なる國家主義**との色彩を完全に払拭し、其の将来に於ける再生を防止する為め、教育の内容と、制度の全面にも亙つて根本的刷新を行はんとして居るのであります。……

最後に**戦災の復興**に付きましては、政府の特に重点を置いて居る所であります。戦災者、在外同胞及び其の帰還者並に復員者等の援護等に能ふる限りの手を尽し、特に是等の人々が安定して業務に就いて經濟的基礎を固め得るやうにしたいと思つて居るのであります。(拍手) 以上施政の大綱と所信とを述べ、諸君の御協力を切望する次第であります。(拍手) (演説全文に付ては附録九参照)

議長 樋貝詮三君 (日本自由党)

是より國務大臣の演説に対する質疑に入ります。——片山哲君

〔片山哲君登壇〕

片山哲君 (日本社会党)

私は日本社会党を代表致しまして、此の意義深き民主議會に於て、民主主義を中心と致しまして吉田

人類平和のための
率先挺身、マ元帥
の演説に呼応する
の決心、覚悟があ
るか

帥の御演説と相呼応して、世界の輿論を喚起せしむべく努力すべきものなりと思ひます。又それが即ち陛下の御聖旨に対へる所以でもあり、全国民の熱烈なる希望に副ふ所以でもあり、且つはポツダム宣言の理念に応へる所以でもあると確信致します。果して総理大臣は其の御決心、御覚悟がおありであるかどうか、此の一点を特に御尋ね申上げる次第であります。

内閣総理大臣 吉田茂君

自衛権による交戦
権、侵略による交
戦権を区別するこ
と自体が有害無益
案

林君の御質問に御答へ致します。此の間の私の言葉が足りなかつたのか知れませぬが、私の言はんと欲しました所は、**自衛権に依る交戦権**の抛棄と云ふことを強調すると云ふよりも、**自衛権に依る戦争、又侵略に依る交戦権**、此の二つに分ける区別其のことが有害無益なりと私は言つた積りで居ります。今日までの戦争は多くは**自衛権の名に依つて戦争を始められたと云ふことが過去に於ける事実であります**。自衛権に依る交戦権、侵略を目的とする交戦権、此の二つに分けることが、多くの場合に於て戦争を誘起するものであるが故に、**斯く分けることが有害なりと申した積りであります**。又自衛権に依る戦争がありとすれば、**侵略に依る戦争、侵略に依る交戦権があると云ふことを前提とするのであつて**、我々の考へて居る所は、**国際平和団体を樹立することにあるので、国際平和団体が樹立せられた時に於て、若し侵略を目的とする戦争を起す国ありとすれば、是は国際平和団体に對する傍觀冒犯であり、謀叛であり、反逆であり、国際平和団体に属する総ての国が此の反逆者に対して矛を向くべきであると云ふことを考へて見れば、交戦権に二種ありと区別することそれ自身が無益である、侵略戦争を絶無にするこ**

期する所は、国際
平和団体の樹立

侵略戦争の絶滅に依り自衛権による交戦権は自然消滅講和・独立後に於ける安全保障は、国際聯合、国際聯合憲章にこれを求める

とに依つて、自衛権に依る交戦権と云ふものが自然消滅すべきものである、故に交戦権に二種ありとする此の區別自身が無益である、斯う言つた積りであるのであります。又御尋ねの講和条約が出来、日本が独立を回復した場合に、日本の独立なるものを完全な状態に復せしめた場合に於て、武力なくして侵略国に向つて如何に之を日本自ら自己国家を防衛するか、此の御質問は洵に御尤もであります、併しながら国際平和団体が樹立せられて、さうして樹立後に於ては、所謂U・N・Oの目的が達せられた場合にはU・N・O加盟国は国際聯合憲章の規定の第四十三条に依りますれば、兵力を提供する義務を持ち、U・N・O自身が兵力を持つて世界の平和を害する侵略国に対しては世界を挙げて此の侵略国を圧伏する抑圧すると云ふことになつて居ります。(附録二〇参照)理想だけ申せば、或は是は理想に止り、或は空文に属するかも知れませぬが、兎に角国際平和を維持する目的を以て樹立せられたU・N・Oとしては、其の憲法とも云ふべき篇章に於て、斯くの如く特別の兵力を持ち、特に其の団体が特殊の兵力を持ち、世界の平和を妨害する者、或は世界の平和を脅かす国に対しては制裁を加へることになつて居ります。此の憲章に依り、又国際聯合に日本が独立国として加入致しました場合に於ては、一応此の憲章に依つて保護せられるもの、斯う私は解釈して居ります。

ポツダム宣言は降伏の内容をなすもので、所謂条件ではない

尚ほ此の機会に高橋英吉君の質問に御答へ致します。……ポツダム宣言は条件なりやと云ふ御尋ねであります、是は条件ではなくして、日本降伏の条項の内容を成すものであります。ポツダム宣言は日本降伏の内容を成すものであつて、所謂条件ではありません。

未帰還復員部隊及び未帰還邦人の抑留は、所謂公約された条項に違反する

又第三の御尋ねとして日本軍が武装を解除せられたる後、尙ほ抑留せられて居る日本の軍其の他があると云ふことはボツダム宣言に違反ではないか、御尤もな御質問であります。私も是は遺憾と考へます。又過日の**対日理事會**に於て**在外未帰還邦人の送還**が問題とせられた場合に、米国の代表者は所謂ボツダム宣言中の「日本国軍隊は完全に武装を解除せられたる後各自の家庭に復歸し平和的且生産的生活を営むの機会を得せしめらるべし」と云ふ条項を引用して、日本の此未帰還復員部隊及び未帰還邦人の為に意見を發表せられましたが、聯合國の意思は其の通りであります。所謂公約せられた条項に違反するではないかと云ふことを言つて居ります。私は洵に尤ものことであり、日本政府としても同意見を持つて居ると云ふことを茲に申し上げます。（拍手）

林平馬委員（協同民主党）

総理大臣の御答弁は私の御尋ね申上げた事とは少し違ひますのでありまして、実は只今縷々申しましたやうに、日本国民は眞の平和愛好国民であると云ふこと、詰り曳れ者の小唄のやうに、俄かに愛好者に転向したものでなく、長い数千年の念願であると云ふことをマツカーサー元帥の御演説と相呼応して世界に呼掛けて其の諒解を求むべく立ち立つて戴きたいと云ふことを申上げたのでありますが、此の上御質問を繰返すことは無駄のことでありますから、私は総理に対する御質問は是で終ります。

内閣総理大臣 吉田茂君

只今私の答弁中其の点に付ては言ひ洩らしました。全く御同感であります。政府と致しましては、其

マ元帥の演説に呼応して起ち、日本国民は眞の平和愛好国民であること、世界に諒解せしめよ

全く御同感

の趣意を十分含んで将来とも善処する積りで居ります。(拍手)

委員長 芦田均君 (日本自由党)

午後は本会議の関係上、二時半より会議を開きます。是にて休憩致します。